

市場施設使用許可の条件

- 1 . 施設の使用に要する電気料、水道料等の実費は使用者が負担しなければならない。
- 2 . 当該施設関係者が故意または過失により施設を損傷したときは、その補修に要する費用を負担し、原状に復さなければならない。
- 3 . 市長の承認を受けることなく用途を変更し、または転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。
- 4 . 市長の承認を受けることなく施設に変更を加えてはならない。
- 5 . 売買参加者が施設を使用する場合は、原則物品の保管のみとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
- 6 . 使用者に市場施設の使用資格が消滅したときは速やかに報告するとともに、原状に復して返還しなければならない。
- 7 . 当該施設の維持管理には、十分留意し、特に食品衛生上、施設を常に清潔に保たなければならない。
- 8 . その他、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。
- 9 . 上記の条件に違反した場合は、青森市中央卸売市場業務条例第 7 1 条又は第 7 6 条に基づき、処分する場合がある。